

平成31年2月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 平成31年2月20日(水) 午前9時00分～10時40分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

#### 出席委員

1番	木下	得代	2番	大原	眞路(会長職務代理)
3番	三木	洋一	4番	川田	一博
5番	吉田	宏明	6番	山下	恭生
7番	松下	良夫	8番	井上	賀博
9番	岡野	孝文	10番	村井	孝彦
11番	中村	康男(会長)	12番	藤本	俊彦
13番	宮本	賢一	14番	猪熊	幸雄
15番	國重	幸代	16番	穴吹	秀雄
17番	梶野	和幸	18番	大西	和男

#### 欠席委員

なし

#### 傍聴推進委員

2番	茶本	恭弘	6番	中西	格
7番	細川	昇	14番	濱崎	郷廣

#### 農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	岡崎	伸一郎
事務局次長	黒木	弘美
事務局書記	飯尾	祐美

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	3 件	田 畑	1,120 8,471	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第 2 号議案	合意解約	5 件	田 畑	6,170.02 1,074	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第 3 号議案	農地法第 4 条許可申請	4 件	田 畑	775 604	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第 4 号議案	農地法第 5 条許可申請	9 件	田 畑	10,660.65 6,811	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第 5 号議案	非農地証明願	3 件	田 畑	59.88 316	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第 6 号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第 7 号議案	農用地利用集積計画書	2 3 件	田 畑	27,210.18 16,078	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第 8 号議案	(イ)農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請	2 件	田 畑	1,208 3,229	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
	(ロ)農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請	1 件	田 畑	247	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第 9 号議案	農業経営改善計画認定申請について	3 件			
第 10 号議案	農地移動適正化あっせん基準の見直し				
第 11 号議案	農業振興地域整備計画の変更について				
合 計		5 5 件	田 畑	47,450.73 36,583	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>

## 平成31年2月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今から2月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から追加議案の第11号議案まで 合計55件でございます。

議案の訂正をお願いします。定例会追加議案を机上配布しております。まず事前にお送りしている通常の議案の6ページを机上配布している1枚目に差し替えしてください。第4号議案の農地法第5条許可申請の8番と9番を合併して、8番になり、10番が9番になります。それに関連し、12ページの第8号議案（イ）農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請が1件追加となります。

1ページの目次が、第4号議案 農地法第5条許可申請の10件が9件に、畑9,821㎡が6,811㎡に、第8号議案（イ）農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請1件が2件に、畑が3,229㎡になります。第10号議案の次に第11号議案 農業振興整備計画の変更を追加してください。以上が議案の訂正となります。よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 10番 村井委員さんと17番 梶野委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、13番 宮本委員さん、14番 猪熊委員さん、15番 國重委員さんと私で、昨日の2月19日（火）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」3件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」3件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 計2896㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2番、・・・、面積 計5575㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が新規就農により譲り受けるものであります。

譲受人より営農計画書の提出があります。

作付け作物はみかんで、今後の計画として2haまでの経営規模の拡大を予定しています。

3番、・・・、面積 1120 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件3件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」3件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」3件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第18条 合意解約」5件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」5件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 計2,244 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

2番、・・・、面積 計2,051 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

3番、・・・、面積 1097 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

4番、・・・、面積 778.02 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

5番、・・・、面積 1074 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第18条 合意解約」5件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

山下委員

3番4番5番の件は私もこの合意解約に関与したのですが、合意解約書を3部作成し1部ずつ当事者双方が所持し、1部は農業委員会に提出しました。ところが、農業委員会で受付印を押すので3部とも農業委員会に提出するよう言われました。書面には受付印を押す欄はないのですが、農業委員会に提出した1部で証拠固めになるのに、なぜ3部とも提出が必要なのでしょう。合理的な理由を説明してください。

事務局長

第2号議案で合意解約を農業委員会に諮りましてご審議いただいております。これが届出であれば当事者間だけで合意解約を交わし、届出で1部でいいですが、合意解約自体が審議事項で農業委員会に諮って整ってこそその合意解約が有効となるわけです。

三木委員 使用貸借であれば、丸亀市は1部提出です。使用貸借でも3部提出の必要あるのか。

事務局長 使用貸借と賃貸借では契約の終期も変わってきますが、合意解約として農業委員会に諮っている関係で3部提出をお願いしています。

山下委員 提出して2週間後に農業委員会事務局から3部出すよう電話があり、翌日当事者に取りに行ったら、本人さんが合意解約書を紛失していたのです。農業委員会に諮るということはよくわかります。

事務局長 審議して認めたという証になりますから、紛失された方は、個別にご相談いただけたらと思います。

山下委員 わかりました。  
もう一つよろしいですか。昨年11月に農地を譲りたい方がいて、農地の現在の形状は農道、水路の位置が公図と違う。農業委員会事務局で、譲渡できないと言われました。これまで数十年にわたり問題もなく耕作されている。近所の方に聞いてもトラブルありません。どうして譲渡できないのか、説明してください。

事務局長 山下委員さん、そのお話は前に相談されていたことでしょうか。そのお話は、道を取り込んで耕作していたと思いますが、その道や水路を付け替えや用途廃止するなりして、自分の土地であることを手続きしてくださいと、説明させていただいたと思います。

梶野委員 昔のはよくありますね。まず法務局に行って公図を確認しないといけませんね。

大西委員 先月、私の方にもありましたが、市役所の固定資産台帳の評価の地目と法務局の登記とが違っていたので証明してほしいと依頼があり、平成元年までさかのぼり、水利決済金等資料を3日ぐらいかかって調べて確認して判を押しました。現況と登記地目が違うことはよくあります。

会長職務代理 他にありませんか。

各委員 **【異議なし】** の声あり

会長職務代理 それでは第2号議案「農地法第18条 合意解約」5件を受理し、処理してまいります。  
続いて、第3号議案「農地法第4条許可申請」4件を議題に供します。なお、第3号議案の4番については現地調査を実施しておりますので、13番 宮本委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

宮本委員 それでは、第3号議案「農地法第4条許可申請」4番の現地調査報告をさせていた

だきます。

4番、・・・、面積323㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 有

転用目的 農家住宅 用地

申請理由 昭和42年頃に住宅と納屋を建築した際に、一部敷地に転用申請がなされていなかった。そのため、無断転用を解消するため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま宮本委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長

それでは、第3号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。

4番につきましては、先ほどの宮本委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積459㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 無

転用目的 住宅 用地

申請理由 現在、両親と同居していますが、子供の成長により手狭になってきたので、自己住宅を建築するため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2番3番は関連しておりますので、一緒にご説明いたします。

2番、・・・面積281㎡。3番、・・・、面積316㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 無し

転用目的 共同住宅

申請理由 農業経営の縮小に替わる新たな安定収入を得るため。

農地の区分 都市計画により用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第4条許可申請」4

件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第4条許可申請」4件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「農地法第5条許可申請」9件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番、6番、8番、9番については現地調査を実施しておりますので、13番 宮本委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

宮本委員 それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」1番、6番、8番、9番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 4,442 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

無断転用の有無 有

転用目的 太陽光発電設備、駐車場、通路、埋蔵文化財保管施設 用地

申請理由 長く営農しておらず、また、今後も耕作者がいない本申請地を太陽光発電設備、駐車場、通路、埋蔵文化財保管 用地として有効活用することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用により始末書の提出がある。

太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類、駐車場として利用するため関係団体との協定書等の提出がある。

6番、・・・、面積 計4,190.65 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

無断転用の有無 無

転用目的 貸店舗 用地

申請理由 借人は現在、本申請地の東側で店舗を運営しているが、この度、隣接地へ貸店舗2棟を建築することを計画したところ、今般、所有者との話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

8番、・・・、面積 計2,369 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

無断転用の有無 無

転用目的 花崗土採取による農地造成 用地

申請理由 借人は現在、土木建築工事の請負、設計、施工等を営む法人で、現在も本申請地の一部について平成 28 年 3 月 8 日より一時転用による事業を行っているものである。

今般はその許可の工期延長および隣接地の工事範囲拡大を計画しているため。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 一時転用のため、農地復元に係る誓約書の提出がある。

県みどり保全課との間で開発について協議中である。

9 番、・・・、面積 計 3,582 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

無断転用の有無 無

転用目的 グループホーム、デイサービスセンター 用地

申請理由 譲受人は、坂出市の介護サービス事業者の公募により、介護施設が未整備である林田町でのグループホーム開設計画で事業者として選定を受けている。

また、林田地区で地元住民の要望が強いデイサービスセンターも併せて開設することを計画し、今般、所有者との話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま宮本委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第 4 号議案「農地法第 5 条許可申請」についてご説明いたします。

1、6、8、9 番につきましては、先ほどの宮本委員さんのご説明どおりです。

2 番、・・・、面積 915 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 譲受人は主に飲食業を営む会社であるが、今般、自然エネルギーの活用及び収益面から新規事業として太陽光発電による電力の販売を進めていきたいと考えていたところ、今般、所有者との話がまとまったため。

農地の区分 都市計画法により用途が第二種中高層住居専用地域と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の協定書等の提出がある。

3番、・・・、面積 86 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

無断転用の有無 無

転用目的 宅地拡張 用地

申請理由 家族で農業を営んでおり、農業用の機械や道具を所有しているが、保管する場所がないため、新たに納屋を建築することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

4番、・・・、面積 計1,269 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

無断転用の有無 有

転用目的 宅地分譲 用地

申請理由 譲受人は土木建築工事等を営む法人で、本申請地周辺は宅地化が進んでいること、また、閑静な住宅街として良好な立地条件となっていることなどから、分譲地としての重要が大いに見込まれると判断し宅地分譲を計画したところ、今般、所有者との話がまとまったため。

農地の区分 都市計画法により用途が第一種低層住居専用地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出あり。

開発許可の協議も進めているところである。

5番、・・・、面積 247 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

無断転用の有無 無

転用目的 車両置場 用地

申請理由 譲受人は自動車の修理等を営む法人で、現在利用中の車両置場は修理工場から離れており車両移動等の手間が掛かり不便であるため、修理工場東隣の申請地を修理部品回収用車両置場とし効率化を図ることを計画したところ、今般、所有者との話がまとまったため。

農地の区分 都市計画法により用途が第二種中高層住居専用地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 第8号議案（ロ）に関連するもの。

7番、・・・、面積 371㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 無

転用目的 非農家の自己住宅 用地

申請理由 譲受人は現在、妻と借家に居住しているが、今般、自己住宅を新築することを計画。土地については、祖母の所有地から検討し、実家からの距離や面積から本申請地を選定したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「農地法第5条許可申請」9件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」9件につきまして原案どおり承認し、うち5件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、1番、6番、8番、9番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、2月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第5号議案「非農地証明願」3件を議題に供します。

なお、第5号議案の3件については現地調査を実施しておりますので、14番 猪熊委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

猪熊委員

それでは、第5号議案「非農地証明願」1番、2番、3番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 合計316㎡。【議案読み上げ】

申請理由 申請地は、山林に囲まれ耕作の便が悪く、急速に山林化が進行した土地である。昭和49年頃から耕作しなくなり、山林となって40年以上が経過している。周囲は山林である状況から見ても農地への再生は困難なため。

申請理由についての証明 周辺の事情に詳しい地元農業委員である吉田委員からの証明書の添付もあります。

2番、・・・、面積 8.88㎡。【議案読み上げ】

申請理由 昭和59年頃より、農業用水路として利用しているためです。

3番、・・・、面積 51㎡。【議案読み上げ】

申請理由 隣接する農地で使う農機具や肥料を保管するために納屋を建築し現在に至っているため。

会長職務代理  ありがとうございました。  
  ただいま猪熊委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長  3番の川津町の農業経営施設用地については、第4号議案7番と関連しております。  
  また、納屋内部の農機具や肥料を置いているという写真の提出もあります。  
  あとは猪熊委員さんのご説明どおりです。  
  以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理  ただいま事務局より説明がありましたが、第5号議案「非農地証明願」3件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

藤本委員  2番の案件ですが、先ほどの山下委員さんの意見と関連するのですが、現在地目は田ですが、非農地証明によって地目は何になるのですか。

事務局次長  用悪水路になると思われれます。

藤本委員  登記しなければ、所有権は移らないのですね。

事務局次長  現状の登記地目は田ですが、実際には水路ができていますので、非農地証明願が出されたということですから、登記の地目は変更すると思われれます。所有権は変わりません。

藤本委員  地目が変更された後に所有権移転をされないかということですか。

宮本委員  売買する時どうなるのか。昨日現地調査に参りましたが、北側の土地を売ろうとした時どうなるのか。

事務局次長  現況に合わせて非農地証明が出てきたわけですが、昨日の現地調査でも、水路北側の農地が開発されるかもしれないと話があったと思います。その場合は開発計画の中で個人名で水路が残るか、土地改良や市に寄付するという話がでてくるかどうかはわかりませんが、現段階では所有権はそのままです。

藤本委員  宅地の場合は住宅建築時、道路拡幅でセットバックする時、山下委員さんが言われたとおり、登記をすると費用がかかるので、あまりしないのです。現況は道路であって所有者はそのまま個人で、固定資産税もかかる。

事務局次長  セットバックしないと家が建たないわけです。分筆すれば、個人所有であっても、現況は道路になるのであれば、固定資産税は非課税になると思われれます。

三木委員  セットバックで分筆することはあまりありません。図面上だけで中心線から2m引きますが、分筆はしないです。ただ高松市は市の費用で分筆するようです。坂出市で

も検討してくれれば、将来的に市の名義の4mの道路ができるのですが。

事務局長 三木委員さんから土地家屋調査士の専門家の意見をいただきましたが、分筆していないと道の部分は何㎡かわからないので、個人に固定資産税がかかる可能性がありますね。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第5号議案「非農地証明願」3件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第7号議案「農用地利用集積計画書」23件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第7号議案「農用地利用集積計画書」23件についてご説明いたします。  
今月は新規に農地の貸借をする案件が1件、更新が18件、再設定が4件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が9件となっております。

以上、農用地利用集積計画書23件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農用地利用集積計画書」23件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」23件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第8号議案（イ）「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」2件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第8号議案（イ）「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」2件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 計1,208㎡。【議案読み上げ】

転用目的 駐車場 用地

申請理由 転用許可後、進入路経路となる県道の道幅が狭いことから通行人の安全を考慮し敷地内での大型トラックの転回スペースを確保する計画に変更が必要と判断した。

それに伴い建築する倉庫の位置も併せて移動による変更が必要となったため。

周辺農地への影響 倉庫、駐車場スペースの変更のみであることから周辺農地への影響については、当初の申請時と同様に影響は少ないものと思われる。

その他 計画変更の原因となった敷地内での大型トラックの転回についての車両軌跡図の提出がある。

2番、・・・、面積 計3,229㎡。【議案読み上げ】

転用目的 花崗土採取による農地造成 用地

申請理由 借人は現在、土木建築工事の請負、設計、施工等を営む法人で、現在も本申請地について平成28年3月8日より一時転用により事業を行っているものである。今般はその許可の工期延長および隣接地への工事範囲拡大を計画しているため。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案（イ）「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

松下委員 議案12ページの見出し欄において、譲渡人（貸人）の次の欄は譲受人ではないでしょうか。両方とも譲渡人（貸人）になっています。

事務局長補佐 譲受人（借人）と訂正お願いします。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案（イ）「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」2件につきまして原案どおり承認し、うち1件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、2番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、2月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第8号議案（ロ）「農地法第5条許可後の承継を伴う事業計画変更申請」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第8号議案（ロ）「農地法第5条許可後の承継を伴う事業計画変更申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 247㎡。【議案読み上げ】

転用目的 車両置場 用地

申請理由 当初の許可を受けた転用事業者は事業未実施の状態で既に死亡しており、相続人である現在の土地所有者は転用目的である宅地拡張の必要がなくなったことから、土地の現況は農地のままとっている。

承継による今般の事業者は、本申請地に第4号議案5番のとおり、修理工場東隣の申請地を修理部品回収用車両置場とし効率化を図ることを計画したため。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案（ロ）「農地法第5条許可後の承継を伴う事業計画変更申請」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案（ロ）「農地法第5条許可後の承継を伴う事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続きまして、今月は農政部門の議案が追加議案も含めて5件出ております。

まず第9号議案「農業経営改善計画の認定申請」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、第9号議案「農業経営改善計画認定申請」について説明をさせていただきます。

農業経営改善計画の認定申請は、今回3件提出されており、3件とも更新でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の8日に開催されました坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認を受けており、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を議案14ページにまとめており、15ページ以降20ページまでがそれぞれの申請書の写しとなっております。

（議案に基づき説明）

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第9号議案「農業経営改善計画認定申請」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第9号議案の「農業経営改善計画認定申請」3件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長あてに提出することといたします。

続いて、第10号議案「農地移動適正化あっせん基準の見直し」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、第10号議案「農地移動適正化あっせん基準の見直し」について説明をさせていただきます。

農地移動適正化あっせん基準については、各市町の「農業振興地域整備計画」に即して定めることとなっております。市産業課が平成30年度に農業振興地域整備計画の全体見直しを行っておりますことから、これに基づく見直しを併せて行い県知事の認定を受ける必要がございます。

見直し案の全文が別冊21ページから29ページに、また新旧対照表を30ページ以降に記載しております。

大きな変更点といたしましては、法改正に伴い農業生産法人といわれていたものが、農地所有適格法人に変わりましたこと、農地中間管理機構が新しく設立されたので、そういう用語が入っていること。それから 24 ページをお開きください。営農類型別基準面積 48.6a は、以前は 48.2a でした。これは、2015 年農林センサスにおいて坂出市の経営耕地面積 883ha を総農家数 1818 戸で割りますと 48.6a となります。

また、25 ページ以降、営農類型別目標面積は、市の産業課農政係が作成しております、農業基本構想の営農類型に合わせております。古い営農類型にありましたがなくなっているものは削除し、新たに「水稻+アスパラガス+ブロッコリー」という営農類型は追加いたしております。

変更点については以上ですが、お知らせいたします。あっせん事業があることは知っておいていただきたい事業ですが、農地売買する時に農業委員会があっせんすると売渡人の譲渡所得税の 800 万円の控除があります。農地中間機構を通した場合も、基準に適合した場合は控除が受けられます。ただ注意していただきたいのは、メリットだけが先行して独り歩きすることがよくあります。あっせん基準を見ていただいたらお分かりになると思いますが、ハードルが高いです。

農業委員さんの中からあっせん委員を選任し、複数回あっせん会議を開き、基準に合致するかどうか、誰に譲るのがよいかということを決めていきます。そういう事業があることを知っておいてください。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 10 号議案「農地移動適正化あっせん基準の見直し」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 10 号議案「農地移動適正化あっせん基準の見直し」についての審議はこれを承認し、県知事の認定を得たいと思います。

続いて第 11 号議案、「農業振興地域整備計画の変更」について議題に供します。

事務局に説明を求めます。

事務局長

それでは、第 11 号議案「農業振興地域整備計画の変更」について説明をさせていただきます。

先程のあっせん基準の見直しについての際にも触れましたが、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条に基づいて定められております農業振興地域整備計画について、今年度に市産業課においての全体見直しを行っており、その変更案について農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

計画変更の概要を追加議案の 1 ページから 5 ページに記載しており、6 ページが全体の集計表となっております。

今から文書を皆様にお返しします、これが産業課から出されている計画変更にかかる意見聴取の依頼です。農用地から除外する地番と面積が記載されています。数は少ないですが、新たに農用地に編入する場所も記載されています。封筒の中に地図が入っており農用地がベージュ色で示されていますので、ご覧ください。

農用地等をより適切に保全・確保し、農業施策を集中的・計画的に実施することが

重要であり、今後とも都市的土地利用と農業的土地利用を計画的に管理していくことを目的とし、農業振興地域の見直しを産業課のほうで行っております。この別添の追加議案3ページをご覧ください。今現在の坂出市の現況農用地は1,433haあるそうです。6ページに利用計画変更集計表がございます。農用地からの除外が187haになります。編入は0.7haです。除外が187haは多いと思われるかもしれませんが、産業課に問合せましたところ、除外の多くは、荒廃農地調査に伴いまして赤判定となった再生利用が困難と見込まれる荒廃農地のなかで、山間部の樹園地について今回除外することになりました。これは国の方針でして、基盤整備が入っておれば除外できませんが、山間部の樹園地で赤判定であれば積極的に除外するという説明でした。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 事務局の説明が終わりました。第11号議案「農業振興地域整備計画の変更」について なにかご意見・ご質問はございませんか。

村井委員 何を審議するのですか。審議する焦点はどこですか。

事務局長 意見を産業課に返さないといけないのです。審議する焦点は、今回全体見直しで農用地が187ha除外されるということです。今回農業委員会の意見を求められています。

村井委員 農業委員会としてはこういう方向で意見を出したいのだというものが、事務方としてあるべきではないか。

事務局長 事務方の意見といたしましては、この全体見直しに伴い大幅に農用地からの除外が増えるということについて、農政係に問合せました。先ほども説明いたしました山間部の赤判定、復元不可能な農地については、国の方針に基づき積極的に外していくという結果が187ha除外するという回答を得ています。

会長職務代理 他にありませんか

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第11号議案「農業振興地域整備計画の変更」についての審議はこれを承認し、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思います。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案および農政部門として提出された議案の審議を終了します。

それでは、これをもちまして2月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時45分終了

平成31年2月20日